

## 平成24年度第8回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成24年11月14日（水）

会 場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午前10時00分

終了時間 午前11時50分

### ○出席委員（8名）

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆
	内 藤 信 博

○欠席委員 なし

### ○参考人

熊本市議会議員	くつき 信 哉
南 区 長	永 目 工 嗣

## 事務局

それでは、ただ今から平成 24 年度第 8 回富合町合併特例区協議会定例会を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 24 年度第 8 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 24 年度第 8 回富合町合併特例区協議会」の冊子、並びに「平成 23 年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果」及び「産業祭・健康祭のチラシ」以上 4 点の資料を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 田中 榮信 議長

今年も残すところあと 1 ヶ月半となりましたが、今日から寒くなるということでございますので、みなさん風邪などひかれませぬよう、お身体を大事にされてください。早速ではございますが、議事を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として、くつき熊本市議会議員と永目南区長にご出席をいただいております。参考人には忌憚の無いご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員についてでございます。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、野口委員と村崎委員にお願いします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は構成員の皆様全員にご出席頂いております。したがって、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

協議第 1 号「合併特例区終了後の特例区事業について」につきまして事務局から説明をお願いします。

## 事務局

まちづくり班でございます。富合町合併特例区事業検討シートをご覧ください。まずは資料 3—ジです。富合町体育祭について説明させていただきます。本年度の富合町体育祭につきましては 11 月 10 日に開催予定でありましたが、雨天のために中止となりました。来年度からの事業実施につきましては、富合校区自治協議会で検討していただいております。

ます。

次に資料 5 ページの富合町駅伝大会でございます。本年度の駅伝大会につきましては、来月 2 日に開催いたします。合併特例区期間での最後の駅伝大会となりますので、来年度以降の実施を見据えまして、合併特例区事務局職員の対応や公用車使用を控えていこうと考えております。住民の方のボランティアによる協力を募り実施をしようと考えております。こちらの事業につきましても、来年度以降の実施を富合校区自治協議会で検討していただいております。

次に資料 7 ページの富合町成人式でございます。本年度の成人式の実施につきましては、来年の 1 月 13 日に予定しております。こちらにつきましても、平成 26 年富合町成人式の実施から富合校区自治協議会で実施の検討をしていただいております。

次に資料 9 ページの富合町文化祭でございます。本年度の文化祭の実施につきましては、11 月 3 日、4 日に開催しております。発表の部と展示の部に沢山のご来場をいただきありがとうございます。発表の部には 357 名の参加、展示の部には 322 品の出品がっております。また、文化協会からは 9 月 24 日に文化協会への補助金を継続して欲しいとの陳情書が出ており、文化振興課と協議を行っております。陳情の内容としましては、これまでどおり補助をお願いしたいという内容と、文化祭等に関する会場使用料の減免についてのお願いしたいということで陳情をされております。現在、文化振興課と補助金交付につきましても協議を行っているところでございます。会場使用料の減免については、要綱の改正も視野に入れて協議を行っているところでございます。

次に健康班からご説明させていただきます。資料 11 ページの健康祭についてでございます。健康祭につきましては、本年度をもちまして廃止としております。

産業振興班でございます。産業祭について説明させていただきます。資料は 13 ページになります。合併特例区終了後の方針につきましては、産業祭は廃止するという事になっております。

14 ページをお願いします。資料中ほどの、平成 24 年度 10-12 月期の欄に記載してありますとおり、平成 24 年 10 月 11 日に産業祭実行委員会を開催しております。平成 23 年度決算、平成 24 年度予算及び開催要領について全ての議案が了承されております。本年度の実施につきましては今月 23 日に、南区役所駐車場で実施されます。1-3 月期で決算報告を行っていきたいと思っております。

まちづくり班でございます。資料 15 ページの富合ふるさと祭りでございます。16 ページにこれまでの流れを記載しております。本年は 8 月 4 日に開催しました。富合ふるさと祭りにつきましても来年度以降の実施を見据え、合併特例区事務局職員の応援を極力控え、商工会会員及び校区自治協議会役員の方々からの協力を募り実施したところでござ

ございます。来年度までは、合併特例区共催予定でございます。

次に、資料 17 ページの高齢者学級（さわやか学級）についてでございます。さわやか学級につきましては、平成 25 年 9 月をもちまして廃止の予定でございます。各学級へは廃止の周知をいたしております。その後の学級の継続につきましては、自主講座としての開設という取り扱いになります。

続きまして資料 19 ページです。保健事業につきましてはですが、保健班から説明いたします。現在、総合健診と複合検診の形で実施をしておりますけれども、総合健診につきましては、廃止ということになっております。複合検診につきましては、市の担当課と今後も継続していく方向で検討しているところでございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から説明がありました協議第 1 号「合併特例区終了後の特例区事業について」、何かご質問等はございませんでしょうか。

改原 明博 委員

保健事業ですが、合併時に、富合町の国保会計には数千万円の基金があったと思います。それを財源として保健事業を行ったと思いますが、まだ残っているお金があるのではないですか。このお金は富合町が大切に蓄えてきたものだから、合併後も富合町で使ってよいという話でこれまで残してあったはずです。とうとう使い切れなかったから残りは熊本市へ差し上げるというのは納得がいきません。

事務局

基金につきましては、旧富合町で国保療養給付費等支払基金ということで積み立てを行っておりました。基金そのものは合併時に取り崩しをして、熊本市の一般会計に全額繰り入れられております。ただ、基金相当額の範囲内で特例区の保健事業を行うこととするということで、保健事業を組み立ててきたわけでございます。お尋ねのとおり、その基金相当額の全てを保健事業に使用したというものではありません。

改原 明博 委員

合併時の熊本市との協議の中では、このお金については、保健事業として富合町だけで使ってよいものとして特別に認める、ということでした。幸山市長と約束をした 5 つの事業の中のひとつに保健事業があったんです。こういう有り難いお金があるのだからと、保健事業についてはこれまでも意見してきたけれども、なかなか事業は進まなかった。ひとつには、なかなかよいアイデアが出なかったということもあるのかもしれませんが、合併時の 5 大事業に入っているような事業ですから、特例区期間終了まであと

1年弱ありますので、人間ドックの募集を行うなどし、保健事業に基金のお金を使うというのが、誰が考えても利口な使い道ではありませんか。基金の残額はいくらですか。

事務局

国民健康保険療養給付等支払基金として、平成20年度の合併時に打ち切り決算を行ったときに4,605万4千円ございました。このうち特例区の事業といたしまして、平成25年度の予算見込まで含めましたところで、2,177万5千円ということで、概ね半額を使用するということとなります。

改原 明博 委員

このお金は、先人の方たちが「何かあったときのために。」ということで、無駄遣いをせずに貯めてきていたもので、それを使いきらずにそのままにしておくのは、勿体無い気がしてなりません。

松永 隆 委員

私からも、この保健事業について申し上げますけれども、総合健診・腹部超音波検診は特例区期間終了後は廃止するというので、今後は複合検診として実施されるということですが、住民の方には分かり難いと思うのです。総合健診という名称を使うのではなく、総合健診で行われていた検診の中身を伝えて、例えば、「この検診は複合検診のメニューにあるのでそちらで受けてください」というような分かりやすい説明をしていただと助かるのですが。

事務局

少し説明が足りませんでした。

総合健診は特定健診とがん検診、子宮がん・乳がん検診までを含めセットで受診することができる健診でしたが、これに関しては廃止ということですが、ただし、複合検診というのがありまして、これは特定健診、各種がん検診が単発で実施されるもので、個別に必要な検診をそれぞれ選んでいただく。すべてを選ばれると検診の内容は、ほぼ同じものとなります。腹部超音波検診につきましては、熊本市では行われておりませんので、廃止ということになります。

松永 隆 委員

分かりました。住民の方たちは、「健診はなくなってしまう。」という考え方になるので、会社勤めの人であれば、会社での健診などもあり健康管理をする機会があるのですが、農家の方たちは、そういう健康管理がおろそかになりがちなところがありますから、そういうところも踏まえて、住民の方たちへの説明は努めて分かりやすい説明をしてい

ただきたいと思います。

それと、もうひとつですが、特例区終了後も引き続き継続される事業については、担当者の方からご説明をされましたが、今後は、校区自治協議会でボランティアによる実施がなされるようなことをおっしゃいました。私たちも、これからは、ボランティアによる実施をしていかなければいけないと思っているのですが、予算は、ある程度必要ではないかと思います。何もかもをボランティアでは成り立って行かないのではないかと思います。今までと同じ様に予算をつけてくださいとは言いませんが、ゼロではなく、中心的に働いている人への手当てであったり、運動会の賞品であったりというものが準備できる程度の予算が確保できるように、市の関係するような部署に働きかけをして欲しいと思います。

また、今後の実施主体は「体育協会です。」「校区自治協議会です。」と言われても、それぞれがばらばらでは、事業が成功しないのではないかと心配します。体育祭を行う場合で考えると、事業の計画は体育協会で行っても、実施をするにあたっては、校区自治協議会や、各地区の協力が不可欠となりますので、特例区はそれぞれの事業主体となる団体に事業を引き継いで、「今後はそこが実施します。」というのではなく、協力先となる団体などにも、特例区終了後の事業実施に了承をいただいております。このようなことを行って欲しいと思います。

## 事務局

まちづくり班でございます。予算措置に関しては、市の関係するような部署に働きかけて行きたいと思っております。先ほどお話がありました体育祭の実施につきましては、体育協会が実施主体となりますが、校区自治協議会、各種団体と連携して実施していくこととなると思います。補助金につきましても、現状では校区体育協会が実施する体育祭には3万円の補助金しかありません。他の体育協会の事例を見ますと、校区からの協力金であるとか、各地区からお金を集めたりということをして体育祭を実施されていますので、校区自治協議会との連携は必要であると思っております。現在、富合町体育協会でも校区自治協議会と一体となり来年度の体育祭の実施に向け協議を進めておられますので、まちづくり班としても支援していきたいと思っております。

## 永目 工嗣 南区長

合併特例区終了後は熊本市の例にならい事業を行うというところなのでしょうが、今後の運営の問題、補助金の問題など様々な問題が現在出ております。基本的には自治基本条例であるとか、参画と協働の推進条例などに基づき校区のまちづくりを進めていこうという考えであろうかと思っております。

補助金の問題につきましては、特例区終了後は、補助金がなくなり全部ボランティアになるということではなく、熊本市には、様々なまちづくりに関する補助金がございます。

す。目的に応じた補助金のメニューなどもこちらから提供しましてご活用いただきたいと考えておりますし、健康祭・産業祭については、特例区終了後は廃止となりますけれども、今、南区では振興ビジョンというものを作成しております、その中には健康という柱、農業振興という柱を掲げております。富合町で行っていたまちづくりを更に拡大し、その精神を受け継ぎながら南区としての健康祭・産業祭を展開していくことは十分に考えられます。来年度のまちづくり予算の中で検討していこうと思っているところです。

ふるさと祭りに関しても、様々な補助金がございます。それらの補助金を活用するうえで、皆様方にはお決めいただきたいことがありまして、校区としてのコミュニティを醸成するための祭りなのか、それとも賑わいづくりを目的とした祭りにするのか等々と祭りの目的を明確に決めていただきたいと思っております。それにより活用できる補助金も変わってきます。地域コミュニティを重視するものであれば、「コミュニティづくり支援補助金」というものがございますし、賑わいづくりを目的とするものであれば観光振興課の「熊本市にぎわいづくり事業支援助成金」というものがありますので、そういったものを活用しながら祭りを組み立てていくということが、今後、重要になると思っております。補助金のことにつきましては、様々な補助金等のメニューを提示しながら、皆様方にご検討いただければと思っております。

田中 榮信 議長

様々な補助金があるということですので、そういったものを有効に活用し事業を行って欲しいと思っておりますし、特例区協議会でも関係団体と連携しながら、特例区終了後の事業実施については、今後も協議を続けていかなければと思っております。

それでは、協議第1号「合併特例区終了後の特例区事業について」につきましては、これでよろしいですか。

(「はい。」の声)

田中 榮信 議長

次に、協議第2号「合併特例区終了後の特例区管理施設について」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まちづくり班でございます。資料23ページ「富合町健康づくり総合センター(雁回館)」でございます。次ページにこれまでの移管協議の流れを記載しております。昨年11月からスポーツ振興課と移管協議を行っているところでございます。雁回館にはスポーツ施設のアリーナ、保健施設の和室と健診室、調理室があり利用形態により管理を分けると

いう案もありましたが財政課とも相談した結果、一括管理が望ましいということでしたので、スポーツ振興課へ一括返還するというところで、協議を行っています。

次に、雁回公園でございます。資料は25ページです。雁回公園につきましては、グラウンド部分については、スポーツ振興課で、公園部分については、西部土木センターで、と管理を分けることが可能かどうか、という検討がなされているところです。今後は財政課も含めたところで協議が進められるという予定です。

屋外運動場でございます。資料は27ページです。スポーツ振興課の所管の財産ということになっております。施設の利用形態としては、テニスコートは全6面を中学校の部活用で使用し、夜間は一般開放をされています。グラウンド部分につきましては、午前中は、高齢者のグラウンドゴルフに、夜間はキッズサッカーの練習場として利用されています。利用形態に沿ってテニスコートとグラウンド部分を分けて移管するというのも考えましたが、スポーツ振興課の財産でありますので、まずは一括してスポーツ振興課へ移管するというところで協議をしております。なお、中学校へはスポーツ振興課へ移管する旨を伝えております。中学校は、テニスコート利用の妨げにならないことを前提に、教育委員会の健康教育課を通じ、今後、部活用として使用できるようスポーツ振興課と協議をしていると聞いております。以上が、屋外運動場でございます。

福祉班でございます。資料29ページです。富合町老人憩の家の特例区終了後の移管先は高齢介護福祉課となっております。条例改正、予算の計上、指定管理の準備については高齢介護福祉課で行うということで決まっております。現在利用しておりますマイクロバスについては、資産の管理、運転手の問題、また、他の施設との兼ね合い等もありまして廃止とするということになっております。マッサージ機等の備品は高齢介護福祉課に引き継ぐこととしております。カラオケは5年間の複数年契約でリース契約をされておまして、今後の取扱いについて、検討されているということです。その他に、特記事項といたしまして、移管後は、老人憩の家から老人福祉センターに名称が変わります。国の基準に当てはめると、富合老人憩の家の規模は、老人福祉センターの位置づけになるということから、名称の変更がなされます。今後のスケジュールでございますが、熊本市議会の平成25年第1回定例会で条例改正の議案の提出を行うということであります。4月から指定管理関係の準備を始めまして、6月議会に指定管理関係の議案を提出するというところで準備をしております。

まちづくり班です。緑川総合運動公園についてでございます。緑川総合運動公園として使用している緑川河川敷の占用期間が平成30年3月31日までとなっております。こちらの場所については、現在、ふるさと祭り会場としての使用のみですので、国への返還も視野に入れ、内部で検討を行っているところでございます。なお、国に返還いたしましても、ふるさと祭りの開催日のみ借りることが可能です。



田中 榮信 議長

事務局から説明のありました、協議第 2 号「合併特例区終了後の特例区管理施設について」について、何かご意見ございませんか。

野口 ミナ子 委員

老人憩の家についてですが、資料 30 ページに「マイクロバスによる送迎は、特例区終了後は実施しない。但し、指定管理者が自主的に行う場合は継続となる。」の内容について、詳しい説明をお願いします。

事務局

指定管理者がマイクロバス送迎を事業の一つとして行うのであれば、ということになります。

松永 隆 委員

利用者が減っていけば、施設の廃止ということもあるのですか。

事務局

年間 3,000 名を越える利用がっておりますので、今のところ施設が廃止となることは、考えられないと思います。

松永 隆 委員

それは、送迎バスがあつての利用者数ですし、バスがなくなれば利用者は減るのではありませんか。指定管理者が南区の老人憩の家として利用が増えるような運営を行ってくれるのならよいのですが、市としては施設の管理費の予算がつけられないから、指定管理者に管理を任せる、ゆくゆくは民間委託をする。先々で施設を廃止しようという考えがあるのではありませんか。

事務局

市は様々な施設で指定管理者による管理を行っております。現段階で、老人憩の家の施設廃止は考えられません。

松永 隆 委員

分かりました。

次に屋外運動場ですが、富合中学校の硬式テニス部は九州大会に出場したりと活躍しています。屋外運動場を中学校が利用する分については、これまでと変わらない利用ができるようにして欲しいと思います。また、屋外運動場では、高齢者の方々がグラウン

ドゴルフを楽しまれておりますので、駐車場も残して欲しいと思います。

#### 事務局

屋外運動場の答弁の前に、先ほどの富合町老人憩の家について一言述べさせていただきます。確かに、送迎バスの関係で、利用者が減ることもあるとは思いますが、利用者の数に直接影響を与えるものではないかもしれませんが、使用料のことを申し上げますと、現在、富合町老人憩の家を利用するにあたっては、使用料ということで、入場料が 150 円、大広間を利用する場合は、1 回につき 2,000 円ということが規則の中で定められております。老人福祉センターになりますと、使用料は無料、お風呂を使用する場合にのみ 100 円、ということになり使用料の面から見ますと、利用しやすくなるのではないかと思います。

屋外運動場のテニスコートですが、中学校のテニス部が非常に活躍しているということもスポーツ振興課には伝えております。スポーツ振興課からも、中学校がこれまでと同じように部活で使用できるようにすることを考えている、ということを知っております。

#### 田中 榮信 議長

その他に何か質問はございませんか。

(「ありません。」の声)

#### 田中 榮信 議長

それでは、協議第 2 号につきましては、原案のとおり承認ということでよろしいですか。

(「はい。」の声)

#### 田中 榮信 議長

それでは、報告事項に移ります。「報告第 1 号 平成 23 年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果について」につきまして事務局からの説明をお願いします。

#### 事務局

福祉班でございます。資料「平成 23 年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果」の 1 ページをお願いします。指定管理者による管理運営が、施設の設置目的を達成しているか、サービスの向上が図られているか、指定管理者が自主性や創造性を発揮

し努力した点があるか等について、昨年に引き続き評価を行いました。評価方法ですが、施設管理者自らが行う自己評価と、それを受けての合併特例区が行う評価の2段階になります。それぞれに区分評価と総合評価がございまして、区分評価につきましては、施設の運営、施設の管理及び収支の状況について、仕様書の内容を超える場合にA、仕様書どおりに行われた場合にB、改善点があり適切に改善された場合にC、一部に不履行があった場合にDという評価になっております。

3 ページをお願いします。指定管理者が自己評価をした区分別評価ということで載せております。まず、施設の運営としましては、「高齢者同士の交流を目的としたレクリエーションやイベントなどを取り入れた。」また、「利用者からの相談等について迅速に対応した。」ということで評価はBとなっています。施設の管理につきましては、「建物、機器等の設備保守点検及び修繕を優先的に実施するなど安全管理に努めた。」ということで評価はBとなっています。収支状況につきましては、「高齢者同士の交流を目的としたイベント等を行うことにより利用料金の収入増にはなったが、デジタルチューナー設置や研修費（防火管理者の研修）等の支出が加わったため赤字決算となった。」とあり、平成23年度の決算で、収入が1,118万9千円、支出が1,147万1千円ということになっております。この差は指定管理者の持ち出しということになりまして、評価はこちらもBとなっております。

4 ページをお願いします。総合評価になりますが、施設の管理については、仕様書に基づく適正な管理を実施し、施設の運営では、利用者のアンケートを実施し、サービスの質の向上に努めた、ということです。収支状況につきましては、適正な予算執行に努めた、という指定管理者の評価でありました。

続いて合併特例区の評価ですが、区分別評価の施設の運営につきましては、「協定書、仕様書等に基づき概ね適正に実施されていた。また、利用者へのアンケート調査を実施しており、サービスの向上に取り組んだ。」としてB評価としております。施設の管理につきましては、「協定書、仕様書等に基づく業務が適切に実施され、設備等の保守点検や維持管理および安全管理にも努めていた。」としてB評価としております。収支状況につきましては、「会計処理も適正になされ、事業目的に適合しない支出等はなかった」としてB評価としております。総合評価につきましては、施設の運営・施設の管理で適切に実施されていたこと、収支状況では会計処理も適正になされていたことから概ね良好であるとの評価を書かせていただきました。以上が、平成23年度富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果の報告となります。

田中 榮信 議長

「報告第1号 富合町老人憩の家指定管理者管理運営の評価結果について」につきまして何かご質問はございませんか。

(「ありません。」の声)

田中 榮信 議長

質問がないようですので、次に進みます。「報告第2号 富合町駅伝大会について」につきまして事務局から説明をお願いします。

事務局

資料37ページになります。主催は富合町体育協会、共催は富合町合併特例区で12月2日に開催します。雨天決行でございます。昨年からの変更点を申し上げますと、昨年は、区役所をスタート・ゴールとしておりましたが、区役所敷地をバスが通過することを考慮しまして、富合小学校グラウンドをスタート・ゴールに変更しております。コースについての変更はございません。繰上げスタートについてですが、昨年までは、第5中継所のみとしておりましたが、今年は第8中継所でも先頭通過後10分を経過した時点で繰上げスタートを行うこととしております。警察の指導により、駅伝大会の時間短縮を図る目的で、今回から取り入れました。内容につきましては、以上でございます。

田中 榮信 議長

ただいまの「報告第2号 富合町駅伝大会について」について何かご質問はありますか。

質問がないようでしたら、次に進みます。

(「はい。」の声)

田中 榮信 議長

それでは、「その他」に入ります。事務局から「健康祭・産業祭」についてお願いします。

事務局

健康祭・産業祭が、いよいよ来週の金曜日に開催されます。内容につきましては、お手元のチラシに記載してございますが、ピネル記念病院の小笠原先生の講演会に農産物品評会、各種催し物、お楽しみ抽選会などがございますので、お誘い合わせのうえ、ご来場ください。

田中 榮信 議長

その他に、事務局から何かありますか。

事務局

次回協議会の開催についてお話をさせていただきたいと思います。協議会の開催は第 2 水曜日と確認されておりますが、12 月 4 日から 25 日まで市議会の第 4 回定例会が開催されることとなっており、議会終了後となりますと年の瀬も押し迫っておりますことから、議会開会中ではありますが、第 3 水曜日の 12 月 19 日(水) 午前 10 時からということで、協議会定例会の開催をお願いしたいと思います。

田中 榮信 議長

次回の定例会は 12 月 19 日(水) 午前 10 時からということでみなさんよろしいですか。

(「はい」の声)

田中 榮信 議長

他には何かございませんか。他にないようでしたらこれで協議会を終了してもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には長時間にわたり円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。これもちまして、平成 24 年度第 8 回富合町合併特例区協議会定例会を閉会いたします。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 24 年 12 月 19 日

署名委員 野口ミナ子

署名委員 村崎博則